

議会運営委員会会議記録

1 日 時 令和8年6月18日（木曜日） 午前10時00分開会 午後0時10分散会

2 場 所 第二委員会室

3 出席委員 東野、田原（洋）、田中、宮島、阿部、中村、保坂の各委員

4 欠席委員 なし

5 委員外議員 古畑議長、松田、渡辺、関原、利根川、和泉、松尾の各議員

6 事務局出席職員 磯貝局長、上野次長

7 本日の会議に付した事件

1 付託案件審査

陳情第5号「政治倫理審査委員会設置の決議」と再度の「辞職勧告決議」を求める陳情

2 議会運営について

(1) 2常任委員会制について

(2) ハラスメント防止対策について

3 その他

・ウェブ版サイドブックの利用法について

・糸魚川市総合防災訓練の参加について

8 経過と結果

○東野委員長

ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

欠席通告委員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議に入ります。オブザーバー議員の発言につきましては、委員の発言終了後、項目ごとに1回を基本とし、休憩中に発言の許可を求めてください。

本日の議題に沿って進めたいと思います。

1 陳情第5号「政治倫理審査委員会設置の決議」と再度の「辞職勧告決議」を求める陳情

○東野委員長

協議題1、陳情第5号「政治倫理審査委員会設置の決議」と再度の「辞職勧告決議」を求める陳情についてを議題といたします。

本陳情に関し委員の皆様のご意見をこれから伺いたいと思います。

それで私のほうから提案なんですが、まずやり方、進め方といたしまして、本陳情に関しましては政治倫理審査委員会と辞職勧告の決議を求める二つに分かれております。

それをまず、政治倫理審査委員会の設置について協議して、その後に辞職勧告決議について、2分割で協議を進めていきたいと思いますが、過去にですね、願意の一部を採択するっていう方向もありました。二つ必ず採択するかしないかっていうところでなく、それぞれに採択していくっていう方法もございますので、それを踏まえてこのように進めたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

それでは協議題に沿ってご意見賜りたいと思います。よろしくお願いします。

まず政治倫理審査委員会の設置の決議ということで、そちらについてご意見を賜りたいと思います。

○保坂委員

政治倫理審査委員会設置の件であります。近藤議員につきましては、既に辞職勧告決議案が出て、それまでの経過については議会運営委員会、また総務文教常任委員会、あと謝罪会等いろいろ経過等聞いておるんですが、私とすればその話の中で食い違いといいますか、時系列に並べたときに、ちょっと若干納得がしづらい部分があるので、それが新たな項目として調査できる内容と思うのであれば、審査会を設けて、時系列に全部精査して、今回のとった行動について確認するのはいいのではないかと、やったほうがいいのではないかとという意見であります。

確かにこの議会運営委員会からいろんな四つの項目を提案してるんですが、抽象論になりますけども、その誠意の部分とかっていうのがちょっとなかなか見えなくて、言われたからやってるわみたいな感じでちょっと受けとめられてる部分もあって、本当に自分の取った行動についての認識がどの程度通じているものか、ちょっと分かりかねるので、そういった意味では調査をして、また市民に対しても、議会としてちゃんと精査した中での決議と。新たな辞職勧告決議案になるのかもしれませんが、それに向けての調査というのはやってもいいのではないかとという意見であります。

以上です。

○阿部委員

この政治倫理審査の中で審査することというのは、私の認識がちょっとずれてるのかなと思う部分もあって、ちょっといろいろ見てきましたところ、要は近藤議員のいろんな行為が不確定な部分があったところを審査していくっていうやり方と、例えば、前回の辞職勧告決議が全会一致で通ったときは、そういった審査もなく、要は、規則の中の何条にどの行為が抵触してるっていうことを確定付ける審査なのかというところを一旦整理しないと、この政治倫理審査、要はいろいろ審査の規定を見ますと、要は斡旋したとかっていう項目もあるんですよね、そういった項目がある中で。そういった行為には、近藤議員の今回の行動とかは抵触してないと思うんですけども、一部議員としての資質を乱すような行為とかっていうのがあるところで、そういうところにはあたるのかなっていうふうには感じてますけど、それを確定させる審査委員会なのかどうかっていうところが、まず私ちょっとそこをはっきりさせないと、この審査委員会の設置というところにも行き着かないのかなというふうに思っております。

○宮島委員

近藤議員のことについて、政治倫理審査委員会で審議するということは賛成です。

現状は政治倫理規則というものがあって、その中に政治倫理基準というのがありますね。その中のいろんな項目に今回の案件は明らかに該当する可能性があると思うんですね。

きちんと政治倫理審査委員会で審議して、今回の件をきちんと記録に残して、最終的には議長から所定の措置をしていただく。それが現状の糸魚川市議会のルールとしては、使わなければいけないルールだと私は思っております。

○東野委員長

暫時休憩いたします。

<休憩中>

○東野委員長

休憩を解き会議を再開いたします。

今、議長のほうからですね、政倫審の委員会立ち上げに対するその手順といいますか、中身の部分ですね、あらかじめ事務局のほうから説明いただいたほうがいいかというご提案をいただいたんで事務局のほうからご説明願いたいと思います。

○上野次長

それでは政治倫理審査委員会についてですが、糸魚川市議会政治倫理規則の抜粋という形で説明をさせていただきます。

まず今お話にある政治倫理審査委員会については、今言った政治倫理規則によって規定されておりまして、見ていただいてあるかと思うんですが、第2条に議員の責務、第3条に政治倫理基準というものが規定されておるんですが、そちらに反する疑いがあると認められる議員があるとき、政治倫理審査委員会を設置し調査するということになっております。

そういう疑いがあると認められる議員があるとき、3人以上の議員の連署により文書で議長に

審査を請求するものとなっております。議長がその請求を受けて審査委員会を設置するという形になります。

政治倫理審査委員会の構成についてですが、議会運営委員会で10人以内の委員を選出し、議長が任命すると。今までの流れよろしいですかね。という形になります。

その政治倫理審査委員会で行うかという調査についてですが、対象の議員や関係者に対し、資料請求や事情聴取等の必要な調査を行うものになります。

その審査終了後、議長に対して措置を含めた結果報告書というものを提出し、議長はそれを受けて対象議員に文書で通知をするというものになります。

その措置の内容についてですが、議長はその報告書を受けてそういう規則に反する行為があったと認めるときには、対象議員に4項目あるんですけど、いずれかの措置を行うものとなります。

まず規則遵守のために警告し誓約書の提出を求めること。または議会の役職の停止。または辞職勧告。その他議長が必要と認める措置を行うものです。

簡単な説明になりますが以上になります。

○東野委員長

今ほど説明事務局のほうからありました。この内容について、事務局のほうに質問等あれば。

○阿部委員

この規則に反する疑いがあるっていうところがちょっと気になっていて、要は近藤議員の行動は規則に反しているっていうことを前提に今まで何ていうんでしょう。この審査会をもってそれを認定するのかわかっていうところが気になっていて、どういう判断をすればいいのか。

要は近藤議員のした行動っていうのはある程度のことは皆さん把握している中で、新たに審査委員会を設置したときに、どういった審査が行われるのだろうかというふうに。審査委員会がもし立ち上がったとしたら今までの行動を改めて精査して行って、この項目はここのところに抵触するよねっていうことを審査していくのか。どういった流れになるのか伺います。

○磯貝局長

実際にはここの規定に書いてございますけれども、そういった疑いがあるっていうものがあつたときに、3人以上の連署で求めることができます。

今回の案件について、例えば政治倫理規則の中だけで申し上げれば、議員の責務というところに、議員は、行政の公正を確保するため市民の代表としてふさわしい倫理観を持ち、市民の信頼に応えるよう努めなければならないとあります。例えば、これに反すると思うのでっていうことになるわけですが、今回の案件について申し上げれば、昨年の12月にもう辞職勧告決議、それを出されたのは、まさしくもうこれに反していると、皆さんがご判断をされたからだと感じています。

それを改めてここの中でもう一度認定するっていう必要性というのは、私自身は申し訳ありませんが感じないです。もう皆さんはその判断された。それを全会一致で決議されたっていうことをもって、この政治倫理審査委員会としての機能を既に終えているというふうに私は考えていま

す。

○古畑議長

今の辞職勧告決議に対する解釈の仕方なんですけどね、12月で皆さん出たときは、やっぱりもう審査委員会作るべしっていう連署は上がってこなかったんですね。

だけどみんなやっぱりこれは議会としても見過ごせない。そういうことも含めて、いわゆる何だろう、全体の雰囲気の中で、よし、これはもう駄目だよっていうことでやった。

今ほどの意見、阿部さんもそうですしね、宮島さんもそうだけど。じゃあ具体的にさあ、何に抵触してるかということ突き詰めて言われた場合は、今局長がさ、倫理規定の中の疑義が少ないと。その一点だけ取っても駄目なんだっていうのは確かに分かるんだけど、それはさあ、もうまとめるっていうことも大事かもしれない。こんだけの辞職勧告決議をやったのも初めて。これも政治倫理審査委員会を作るとしたら、それを作るのも初めてなんですよ。

だから、そういうことをやったらこういう理由でやっぱり駄目だと。

で、もう1個あるんだよ。辞職勧告決議案を全会一致で出したのに、結論としては辞められてないわけだね。ということは再度、今回の場合だとね、委員会を作ると、議長に対してそれでいいのかどうなのか、議会としてはどうなのかと取るということもできるんだよね。

だから宮島さんがね、さっきちょっとまとめておっしゃいましたけど、そういうことならばきちっとやるっていうのも手かなと。屋上屋を重ねるようできて、意味合いがちょっと違うんだよね。

局長の判断も局長の判断で合理的に言えばそうなんだけど、市民感情に対して議会としてっていうことになると、ましてや今回それでは不足だって陳情も出てきているわけなんで、それを合わせて考えればどうか。

あのね、本来はね、これ陳情の是非もあるんだよね。さっき部分採択もあると言ったけど、これは具体的にこの陳情を受けるか受けないかっていうところから始めるわけなんだけどね。それも併せてやってこの陳情に対する答えっていうのはね、割と多くの市民の方が同じようなことを言ってるんで、議会運営委員会としても慎重に練ってほしいと思うし、議長のほうとしても皆さんのほうから最終結論、じゃあ議長お願いしますよって言うんだったら、こっちのほうは十分にそれを考慮して行動するっていう気持ちもあります。

それは皆さんの中で、何が市民の市民感情に対してさ、議会の回答がふさわしいかどうかを考えていただきたい。

以上です。

○田中委員

私も最初この陳情のこの内容から入ってくるのかなと。

その中の政治倫理審査委員会の設置という前提かなと思ってちょっと見てたんですけど、今いろいろお話しう中で、私としてはこの審査委員会を設けることについての異議は全然ありません。

この陳情の中での話なんですけれども、この中には、辞職勧告決議案、議員のほうで出す。そ

れと今度議長のほうから出すとこういう毅然とした対応。これが必要かどうか。あるいはあったほうが自分はいいとは思うんですけども、そういう面において求めたほうがいいんじゃないのかなと。

先ほど局長が言われることはもっともですし、なんですけれども、理解はするんですけども、やはりこういって市民から出てきたことに対して、あるいは我々もよくいろんな声を聞く中において、今の現状においては、こういう議会としての毅然とした対応、この二つの角度からも必要なものは全てやっていく方向が私はいいんじゃないかなとは思いますが。

○東野委員長

暫時休憩します。

<休憩中>

○東野委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

今縷々お話ございましたが、そういった進め方でやりたいと思います。まだ委員皆様のご意見聞けておりませんので、1人ずつまた人員を選定するという流れも考えられますので、皆さんからご意見いただきたいと思います。

○保坂委員

私の意見としましては、先ほども言ったとおり、12月に辞職勧告決議案が出ました。本人は辞めていませんということを踏まえて、その後の様子をずっと見させていただきました。

繰り返しになりますが、辞職勧告決議案から今日に至るまでの、いろんな謝罪会であるとか、議会運営委員会であるとか、総務文教常任委員会であるところでの話の内容が、私の中では合致してないところも見受けられるので、そういったところから反省が見られないっていう部分を確かめる意味で調査委員会を立ち上げることにまず賛成。だからこの陳情に対しては賛成の立場。

で調べる内容は、その歯医者行った行かないじゃなくて、その辞職勧告決議案が出たあとその行為がちょっと分からないところが多いんで、それをきちんと調べて、新たな辞職勧告決議案を出すという段取り。

この政治倫理審査会を立ち上げるのは議長おっしゃられたとおり、設置はこの6月定例会で間に合うように設置してもらって、調査をして9月議会でそのまた新たな辞職勧告決議案というのがその調査をした上での何ていうのかな、勧告っていうか、そういう今流れでイメージしておったもので、この6月定例会で何か結論出すっていうイメージなかったもんで確認させてもらったんですが、私はそういう流れがいいかなと思ってます。

もっと言えば、辞めておればもうこんなことにならないんですけど、続けるがゆえに、どういったところでの認識をしているのかという非常に、政治家として、議員として、市民から負託を受けた人間としてどうなのかっていうところは、やっぱりその整理していく上では正式な調査会

を立ち上げて、そういったところを見える化する、明らかにしていくっていうことが、今回糸魚川市議会にとっては大事なことかなと思いますので、陳情には賛成ですし設置にも賛成なので、ただ調べる内容については、勧告以降の近藤議員のとってきたその発言であるだとか、行動であるだとかっていう部分について、しっかり精査させていただければという意見であります。

以上です。

○田原洋子副委員長

私もこの政治倫理審査委員会の設置はするべきだと思ってます。

前回の辞職勧告決議は何っていうんだろう、歯医者に行くっていう虚偽の説明をして退席したってことに対するものなんですけど、やっぱりあの一番の問題はその後の対応、やっぱり間違った説明をしてる。

それから間違った説明に対する謝罪とか訂正に対するのも、この議会運営委員会で全戸配布の折り込みをお願いしたらどうですかって提案したにも関わらず、市民の方からちょっと出すのが遅いんじゃないかっていうご意見とかも来てます。

そういった点と、あとやっぱり総務文教常任委員会、私傍聴していて、議員を続ける理由が支援者というか、そこで続けて欲しいっていうふうな意見があったからっていうふうには私はお聞きしてたんですけど、この前の総務文教常任委員会では、12月の22日にはもうその場で解散してるってあって、ちょっとそういう、何がいつあって、何が流れであったのかっていうのがちょっとはっきりしない、そこも含めてちゃんと調査した上で、ということが私は必要じゃないかと思っています。

議員を続けるってこの折り込み見ると、議員を続けていきたいっていう行動するんであれば、そういうところの今後はこういうふうにしていきますっていうふうな本人からの聞き取りも必要ではないかなと思っています。

以上です。

○東野委員長

田原副委員長からも設置について設置する方向で進めていくというご意見をいただきました。

○田中委員

私も先ほど設置することのほうで話をさせてもらいました。

今話もあれですけども、やっぱり12月に出した以降って言いましょうかね、虚偽っていいましょうかね、嘘っていいましょうかね。YouTube 等も流れたりもして、そういったそのときの対応を見たりして、いろいろと彼の行動あるいは言ってることと内容の違い、その辺をもうちょっとつまびらかにしていく必要があるんじゃないのかなと。

それにはこれは適してるのかなと思って、一体この12月に出した決議文の後から、新たな虚偽のものも出てきてるんじゃないのかなと思うところもありますし、その辺のところをしっかりとつまびらかにしていけないといけないんじゃないかなとは思っています。

そういった面においても賛成をしたいと思います。

○東野委員長

あと委員の中で中村委員がまだご発言されてないんですけども。

○中村委員

この政治倫理審査委員会、多分、ずいぶん前だと思うんですけど、このような話があったっていう記憶はあります。

その時に話が途中で終わったんですけど、なぜかっていうと、こういう会を立ち上げると、自分らの首を絞めすぎるんじゃないかっていう話が出たのを覚えてます。

議員が全て真っ白なら何の問題もないんですけど、今度いろんな疑惑がこの会に上がってきたり、例えば次の（２）にもありますようにハラスメント、こういったことも上がってきたり、今のところは議会運営委員会である程度の調査をしたり、意見を聞いたりして収まっていたものが、なかなか大変になってくるんじゃないかなというふうに思ってます。

それでいいんだっていうことになれば反対するものではないんですけど、その辺はよくやっぱり考えて設置していかないと、細かなことでもみんな挙げられると大変になるんじゃないかなというふうに考えています。

○東野委員長

前回の議会運営委員会の中で、同会派である中村委員のほうに、四つの条件ですかね、お話させていただいて、それを休会中に網羅していただくっていうお約束もされたと思うんですけど、その件について、中村委員のほうから何かお話することがあればお伺いしたいんですが。

○中村委員

議運から上がってきた四点ですね。

それは、一応阿部議員への謝罪ということで、あのときは阿部議員はあまり納得してなかったようですが、一応議長、副議長、皆さん立会いをして、自分の気持ちのある程度文章でまとめて出してきたと。

それからそのときにクラブ長としての見解を述べさせていただきました。

総務文教常任委員会でも、ちょっと私内容分からないんですけど、謝罪を行ったということも聞いてますし、チラシはちょっと遅くなりましたけど、いろいろ自分でも文章を作るのに大分手間取ったり苦勞してたようなので、途中で私達もちょっと仲間に入ったりして、文書を配布しました。

一応議会運営委員会で上がってきたこの四点を、近藤さんは一応しっかりとクリアされて、それに対しての市民からの反論とか、いろいろあるようなんですけど、夜中に無言電話があったり、口頭でもハラスメントになるような、誰とは言いませんけど、そういうことも結構未だにあるようです。

本人としても、これ以上にどうすればいいかっていうのもまだ自分では理解できない部分もあるんですけど、ちょっとあまりにもその周りに対応がひどすぎる部分があるということで、正直言って、弁護士にちょっと相談してみようかなっていうところまで行っています。それはちょっと待ってくれということではめてありますけど、いろいろな嫌がらせがすごく多いもんですから、今後この議運で示された四点をクリアしたということで、ある程度の一段落ついたのではな

いかなというふうに私自身は思っております。

○保坂委員

今の四項目につきまして、まず謝罪文というかお詫びを折り込みに入れた内容がですね、実は阿部委員長の名誉を回復するための内容を出して欲しかったんですけど、これ全般にわたる詫び状になって、まず趣旨が違ってるっていうことと、あと中村委員がおっしゃられた、阿部委員長に対する謝罪会の際のあのクラブの見解っていうのが、あの話の流れで出てきただけであって、本当の正式なクラブの見解として受け止めてないもんですから、それをずっと待ってたんですけど、その反応がないっていうのもという認識でありますので、ちょっとその辺の認識が違うので、そこを精査していただきたいなと。

特に、辞職勧告決議案が全会一致で出ていた後に、先ほども言ったいろんな疑義がある中で、会派として受け入れて一緒にやっていこうって話になったっていうんですけど、そのやっぱりその変化が分からないので、その辺の確認をする意味で会派の見解を示して欲しいという。

あともう一つ誤解があるのは、この四項目をやったから辞職勧告決議案をなしにするとか、そういうことじゃないんですよ。最低限それぐらいやらないと議員として恥ずかしくありませんかっていうことで提言したつもりでいるので、そこはちょっと誤解のないように認識していただきたいなと思っております。

意見です。

○中村委員

決してこの四点クリアしたから終わりということでは考えていません。

本人は本人なりに謝罪に回ったり、会う人たちに謝罪したりということで、毎日とは言いませんけど、そこそこ動いているようです。

それが私とすれば、その場所でここに書いてあるもんですから、意見を示すことって書いてあるもんですから、あのときに私の気持ちをしっかり話させていただいたというふうに思っております。

○東野委員長

阿部委員のほうにちょっと確認したいんですけども、ちょっとどこについてどう審査して倫理審査委員会でも審査していくのかっていうところで疑問が残られたようなんですけども、今までちょっと皆さんから委員からいただいた意見を踏まえて、今思うことあれば。

○阿部委員

今ほど皆さん審査委員会設置というところに、前向きというか設置したほうがいいんじゃないかっていうお話をいただいて、議長含めいろんなお話を聞いてますと、やはり局長からもありましたけど、議員としてここにふさわしくないよねっていうので辞職勧告が出てますけど、改めて今までの12月12日の行動から今までを含めて、規則の中のどこに抵触するかっていうのを一つ一つやっていって、明文化するっていう意味合いで設置ということなんだろうというふうに理解をしております。

○宮島委員

私は政治倫理審査委員会の立ち上げを強く希望します。

もう一つは、政治倫理審査委員会ですと、審査の途中で有識者に助言をいただくことができるんですよ。辞職勧告決議ではできない内容ですので、せつかくのこういう手段があるので、使うべきだと私は考えます。

○古畑議長

発言に対するチェックなんですけどね。近藤議員が大変私生活において市民からの嫌がらせ等が入っていると。弁護士のように相談したいって言うんだけど、今は待てという解釈で先ほどクラブ長が言ったけど、別に議会とすれば、弁護士にちゃんと相談していただいても全然構わないんで、その場合は何ていうかなあ、被疑者不特定っていうか、そういう格好になっていくのかな。誰がね電話をよこしたとか手紙をよこしたとか、そういう噂話をしてるとかっていうのは、私達には察知もできないし、それは全然議会関係ないんで、別に議会のほうをおもんばかって弁護士に相談されないとかって言われると、非常にこっちのほうもさ、ちょっと心外っていいですか違いますんでね。

そんだけね近藤さんがお悩みになってるんなら、もう早急に弁護士でも警察でもどうぞ相談してください。議会側のほうがその責任を追及することは、まったく嫌がらせでも何でもないんで、そこをね、あんまり混同されると、一緒にされると困るんだけど、そのところはお間違えないように、またアドバイスしていただきたい。

それから、多分ね四項目の条件については私もここで一緒に確認させていただいたんだけど、あれは時系列も含めて、いわゆる文章でっていうふうな意味じゃなかったのかなっていうふうに思います。

そんでクラブの会見を誤解のないようにちゃんと、確かにさあ、いつどこでは言っていなかったんだよね。だけどその記者会見のときに一緒にクラブとしての会見を発表したんでそれでいいですとは受け取ってないんですよ。やっぱりそこら辺はきっちりと議会運営委員会の中でも、また議長宛てにでもこういうのがクラブの見解ですっていうのは、ちゃんとクラブとして3人の連名でねやっぱり出していただきたいと思いますんでね、お願いいたします。

○中村委員

今議長から話がありましたように、近藤さんの件なんですけど、一時すごくパニックだったときがあったんですよ。そういう状況のときだったんで、自分でももういっぱいいっぱいだったのかなということで弁護士っていう話が、実際に頼んだとか何とかってことじゃなくて、そういう話が出たんで、もうちょっと落ち着くまで待ちないと。今はもうある程度落ち着いてきたんで、そんな話はなくなりました。

それから時系列なんですけど、これ委員長出さなかったですかねえ。時系列の紙、俺持ってるような気がするんですけど、本人に時系列に書いてもらった覚えがあるんですけど。

○東野委員長

一度提出いただいて公開を皆さんにしています。

○中村委員

ああ、そうですか。だから時系列はある程度そこで分かるっていうふうには思うんですけど。

○古畑議長

それは近藤君からですよ。皆さんが求めたのはクラブとしてのっていうのだよね。

まあ、同じ内容が書いてあるとしたって、ちょっと違うんじゃないですかね。

○東野委員長

結局ですね委員会の中で、この四つの約束を守ってくださいというふうにクラブ長である中村さんをお願いして、それから時間も経っておりまして、そういった中でその達成の仕方、達成の具合っていうところも議論になっているんですけども、そういったことも踏まえて、やはり政治倫理審査委員会の調査が必要であるっていうのもちょっと今混同してしまってるんですけども、本当に四つの約束の中で、やっぱり網羅できていないっていう感触もうかがい知ることから、やはりそういったところが今回の委員会を立ち上げる必要があるっていう結論に繋がってきてるふうに感じますので、これからちょっと休憩を挟んでですね、採決のほうに行きたいと思いますので、暫時休憩します。

<休憩中>

○東野委員長

休憩を解き会議を再開いたします。

今ほど休憩中にですね、議長、副議長も交えてこれからの進め方について協議させていただきました。

その中で、今ほど委員の皆さんの意見を伺いますと、大半の方が政治倫理審査委員会を立ち上げましょうということで、これから採決を採るところなんですけども、手順といたしまして、まず3名の連署が必要であるというところで、立ち上げに際し、それを議長に提出する3名の連署、誰が提出者になるかっていうところで、委員長である私、副委員長である田原洋子委員、そして副議長である保坂悟委員に、この3名の連署を持って進めたいと思います。採決された場合そのように進めたいと考えますが、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

そのように決しましたので、そのように進めさせていただきます。

その3名の連署で議長に提出した際に、その後、この委員会にてまず委員の構成を決めたい旨の申し出があるんですけども、先ほど休憩中でお話しましたのが、議会運営委員会の7名、この委員会全員をもって、正副委員長は後ほどですかね、互選が必要になりますので、政治倫理審査委員会の構成メンバーについては、議会運営委員会の皆さん7名をもって進めたいというふうに考えておりますが、そのような方向で進めたいと思いますがいかがでしょうか。

○古畑議長

補足しておくけど、作ってくれって言われて、頼まれて、審査委員会を作りますっていうのは議長なんだよね。どのぐらいしますかっていうことについては、皆さんのほうからの申請をいただいて、というか内々の話をいただいて、議長が指名するんだよね、この方々を政治倫理審査委員会のメンバーにしたいと思います。これにご異議ございませんかってやって政倫審ってできる。そこだけの段取りがありますね。お願いします。

できれば短期決戦でね、やるんならもうさっさとどんどんやっていく。

もう一個あるのは、本会議じゃないとそういう政倫審の立ち上げができないので、ちょうど明日から一般質問始まる。で、議会日程はもう先に決めて、皆さんから了承もらってることなんで、作るとしても、明日の初日か4日目の一般質問の後に予定され、どっちも一般質問後に設置されていく。

短い会期なんで、そこへ入れてくの大変だろうなと思うんですけどね。その辺を最初に確認をしていきたいと思います。

○東野委員長

ということでございますので、構成についてはそのように進めたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご異議なしと認めそのように決しました。

それでは暫時休憩します。

<休憩中>

○東野委員長

休憩を解き会議を再開いたします。

政治倫理審査委員会の設置について、一般質問の最終日の日程事項といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご異議なしと認めそのように決しました。

それでは傍聴の方、いかがですかね。

暫時休憩します。

<休憩中>

○東野委員長

休憩を解き会議を再開いたします。

二つに分けて審査するという事で、もう一つの近藤新二議員の辞職勧告決議についてをまた協議したいと思うのですが、政治倫理審査委員会が立ち上がるということでそこでいろいろな審査を進めていくことになります。

方法としては、ここですぐ審査を待たずして結論を出すんじゃなくて、しっかりと中身を協議していかないといけない背景がございますから、今回の近藤新二議員に対する辞職勧告決議については保留という形が一番好ましいかなというふうに考えますが、それについて皆さんからご意見頂戴したいと思います。

○古畑議長

それもさっき話のことで補足ということしてもらいたいんですけど、政治倫理審査委員会のほうの内容によっては、審議の内容によっては、辞職勧告を議長のほうに求めるっていうところがあるんだよね。

それなのに辞職勧告決議案をやるっていう決でやってしまうと、屋上屋を重ねてしまう格好になるので、それはちょっとやめましょうと。

しかしだ。議長の考え方と皆さんの考え方が違う場合、いやそれは納得できんから辞職勧告決議案を再度提出するという動きがあっても、予想されることだよ。あっても不思議じゃない。

となれば、これを否決することはやらないということだよ。やるかもしれないよっていうのはないんで、だったら審査の流れを見た後でどうするか決めてもいいんじゃないか。そういうことで継続審査にしたらいかか。

6月でも9月でも持ち越してもいいし、それでやったらいかかですかね。そういう話。

○東野委員長

ということでございます。ありがとうございます。

これについてご意見ございますか。

○田原洋子委員

政治倫理審査委員会設置がありますので、まずその結果を見てから、辞職勧告決議については継続審査としたほうがいいと思います。

○東野委員長

すいません。ちょっと保留という言い方が適切じゃございませんでした。失礼いたしました。

○宮島委員

私も継続審査でいいと思います。

議運では継続審査になったとしてもですね、他の2人の議員が決議案を出すことは可能です。議運から出すのはふさわしくないと思いますが、他の議運以外の委員を出すことは止めるこ

とはできないと思います。議運としては継続審査ということでいいと思います。

○田中委員

私も継続審査で賛成ですし、ちょっと確認ですけども、これは全員一致で進むわけですか、それとも多数決で進むんでしょうか。

○磯貝局長

原則として議会運営委員会は全会一致を旨としてきておりますけれども、当然に案件によっては、例えば議員定数を決めようとかっていうときにも、この中では決まりきらないというものもありますので、ケースによっては賛否を問うというものもやむを得ないというふうになります。

○東野委員長

他にございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご異議なしと認め、このように進めたいと思います。

暫時休憩します。

<休憩中>

○東野委員長

休憩を解き会議を再開いたします。

今までたくさんご議論いただく中で方向性のほうをお話させていただいて、皆さんから進め方について承認いただきました。

それでこの陳情の取扱いについてでございますが、そういった今ほど事情を説明した中で継続審査ということで引き続き審査をするということで、また決を採りたいと思いますが、継続審査で進めたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご異議なしと認めそのように決しました。

暫時休憩いたします。

<休憩中>

2 議会運営について

(1) 2 常任委員会制について

○東野委員長

休憩を解き会議を再開いたします。

それでは議会運営について（１）２常任委員会制についてを議題といたします。

昨年、令和７年２月に当時古畑議会運営委員長が案として出していただいた、Ａ３の資料をご覧ください。

見開きで委員会の構成が書いてあるかと思うんですけども、そちらの委員会構成でございますが、右側が新しい課が設置されて、左の古畑当時委員長案に照らし合わせて組み替えた委員会構成ですけども、これ、じっくりご覧いただいて、少しバランス的にもやっぱり総務建設常任委員会のウエイトが高いのかなというふうに感じるんですけども、これについて、またしっかりと方向性今後出していきたいと思いますので、今時点でご意見あれば伺いたいと思います。

○宮島委員

これは古畑議長が議運の委員長時代にですね、プランを出していただいて、私もそのときにその市議会の２常任委員会制、３常任委員会制を調べました。

２常任委員会制にしてるところで総務文教ってしてるところと、総務産業、総務建設、両方あります。今回のプランについて申し上げますと、危機管理課っていうものと消防本部を市民に直結する部分と捉えていけば、市民文教常任委員会のほうにその二つの危機管理課と消防本部を移すのがいいかなと。

これ所管事項の数で言うそうですね、もちろん均等にはなりませんけども、ややバランスが良くなるということでもあります。

以上です。

○東野委員長

今回の委員会に提出させていただいた案の中にですね、総務建設常任委員会の中に、危機管理課と消防本部があります。そちらの二つを右の市民文教常任委員会に移設したらどうかという宮島委員の提案でございました。

○宮島委員

補足ですいません。

総文の調査項目２０項目あるんですよね。その中で今私が移したらどうかっていう二つの課は、一個なんですけども、消防防災・災害対策についてっていう非常に大きなジャンルを一つにまとめてますので、バランスはそれほど悪くないのかなというふうに思います。市民に直結するということでもいいのかなと思います。

以上です。

○東野委員長

もちろん、今日のうちに決めてしまいたいということではございませんで、できればですね、この年度中に方向性をしっかり定めてですね、また時期的には12月の議会にはしっかり固めて提出の方向で持っていきたいなというふうに考えております。

○宮島委員

継続審査ということですが、その際の検討資料になるように、人口が同じぐらいの市議会でどういうふうに分けてるか、そういったものが整理されてると、よりの確に判断できるんじゃないかと思います。

○古畑議長

これさ、また皆さんから検討していただくことにして、今回ちょっと組織改編いろいろやりすぎだと思うんですよ。ちょっとまだね、お前ら何をやるためにできた課なのかっていうのをちょっとははっきりさせてもらいたいっていうのがあってね。

危機管理課と消防離したくないっていうのは分かるよね。それが一對のもんだっていうのは何となく分かるんだけど、そのための危機管理課っていうのがさ、何だろう、行政全体に対して目を光らせたいとか連絡なんで、そうすると総務系なのかなと思ったりもするんですね。

だから、何かな、危機管理課の役割ってのははっきりしないんだよなあ。その辺も含めてまだ各組織が動きがはっきりしてない部分があって、ちょっと自分も引っかかっていますんでね、宮島さんの言うとおりの、いろんな観点から見たほうがいいかなと思います。

それからごめんなさい、今年度中じゃなくて、今年中ってことね。12月議会でね。

じゃないと行政が混乱すると思うよ。

○保坂委員

古畑議長からのご提案いただいたものに資料いただいているんですけど、今議長から言葉もありましたとおり、ちょっと全体にその所管にやってる内容について、ざっくりまた考え直すような形でやっても、これに準じるのではなくていいということによろしいでしょうかね。

単純に私の中では総務文教の中に消防と危機管理が入って、だったら市民の部分にもう産業くっつけて、単純にバランス取ればいいやって最初思ってたんで、その辺もその分量とかもちょっとまた確認してみたいものですから、ちょっとさらな状態からちょっと検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田原洋子委員

私はですね、逆に新しくできた地域協働課がその地域のことをすごく担ってて、危機管理って言ったときに防災組織とかがやっぱり自治会単位だったりとかしてるので、そこは同じところにあったほうがいいのか、別でも問題ないのかっていうのは、ちょっと新しくその危機管理課がどういうふうに地域に働きかけていくかによって、私検討の必要があると思っています。

○宮島委員

これいろんなアイディアが出てくると思うんですね。

この全体でですね、審議するとなかなか効率よくできないので、今ハラスメントのワーキング

グループやってますけれども、それと同じように議運の中で、また新たにですねワーキンググループを作って、常任委員会制の検討をしていただいて、いわゆるたたき台を作って示してもらうのがスムーズなのかなと思います。

○古畑議長

ワーキンググループお好きなようなんだけどさ、ワーキング作っちゃうと、何かその人たちだけが考えてるような感じになるんじゃないかな。

やっぱりね、議員たるものさ、みんなで考えなさいって私思うんだけどね。

本当に一部の人がさ、何かたたき台を作っていって、今までのご苦勞を考えると反対できないねっていうやり方が嫌いなんだ。

なんか大勢でも何でも汗かきゃいいね、私はね、私はそう思うんですよ。

じゃあね、ワーキンググループに入らない議員さんたちで、全くそっちに任せたしって知らん顔でいいのかって思うよね。

この内容だってさ、組み合わせがおかしかったら後でまた変えることもできるから。皆さんでやればどうか。

○田原洋子副委員長

都市建設課に、河川の管理とかあるんですよ。糸魚川が例えば、津波避難とかだけじゃなくて、河川の氾濫ってなったときに、危機管理課が関わってくるとなると、またその辺もちょっと考えなきゃいけないのかなって今、その危機管理課が何をするかですよ。防災とかも関わってくるので、それがどういうふうに、その危機管理だとか防災にやりやすいのかっていうのもちょっと検討する必要があるのかと思います。

○保坂委員

今ほどワーキングチームのご提言もございましたが、私とすれば正直言いますと、ハラスメント防止条例の関係でチーム作ってやるんですけども、後でご報告しますがやっぱりいろんな意見がありましてですね、むしろあの議運のメンバーで割振りに関してはもう適宜、もう会議があるときにちょっと時間取って意見を出し合って詰めていったほうが、他の傍聴をされている議員もおられるわけですし、そういった流れで、とにかくこまめにやっていくという方向で決めていただいたほうが、私は堅実ではないかというふうに思っておりますので、そういう委員長にはちょっとご足労かけますけれども、適宜意見聴取又は調整をしていただきたいなと思うんですが。意見であります。

○宮島委員

議長、副議長からですね、ワーキンググループはあまり良くないというようなご指導がありましたので、私のワーキンググループの提案は撤回します。

○田中委員

ワーキンググループのことはそれで、そういうふうに流れがそれでいいっていうか、全員納得ならそれでいいんじゃないかと思います。

今新しい庁舎内の再編して、初めて定例会が開かれるということもありますし、今こういうふ

うに示していただく中で、まず委員会やなんかいろいろ開いていく、所管事項の内容も変わってきてる。

その辺各委員会の中で実践をやってみる。その中でまた新しいこの課の中はうまくい把握できるかどうか、こうしたらいいんじゃないかと。できる余裕があるかどうかあれなんだけど、各委員会の中で、その辺のところを把握していく。要はね、やっていったらどうかと、それを議運のほうで反映していくような形がいいのかなと。自分としてはそう思っております。

○東野委員長

以前議長からも同様なお話いただいて、また各常任委員会これから開催されるんですけども、各常任委員長のほうから、こういうふうな変遷があったというまず説明から、何が抜けて何がプラスされたかっていうところも含めてしっかりまた委員会内で共有するような、そういった機会も計画しておりますんで。

議会運営委員会の中にも各常任委員長がいらっしゃいますんで、またその委員会運営にちょっと意識付けていただければと思います。

○中村委員

これをたたき台にして、行政にもちょっと聞いたほうがいいのかと思うので、できれば行政の考えも次の委員会までにちょっと伺っていただければありがたいなというふうに思ってます。

○東野委員長

大事なことだと思います。行政のほうからそういった意見お伺いしながら、構成について検討していければというふうに思います。

○宮島委員

2 常任委員会制にする際にですね、各委員会の定数は、まだ提案されてませんよね。例えば同数なのか違うのか。

それから正副議長が同じ委員会に所属していいのかいけないのか。そういったルールもよその市議会の常任委員会ですと一定のルールがあるところもあります。いてもいいってところもありますし、別々のところにいなさいっていう、その辺はやっぱ12月まで皆さんで考えていきたいと思います。

○東野委員長

他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご異議なしと認め、そのように進めさせていただきたいと思います。

暫時休憩します。

<休憩中>

○東野委員長

休憩を解き、会議再開いたします。

時間が11時54分でまだ項目が残っておりますので、また午後、昼食時限に入って、午後に委員会を継続したいと思います。これにご異議ございませんか。それかもう全部やってしまうか。

○中村委員

できれば続けてやっていただければありがたい。

○東野委員長

皆さん続けてやる方向で。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(2) ハラスメント防止対策について

○東野委員長

それでは引き続き昼食時間を取らず進めたいと思います。

(2) ハラスメント防止対策についてを議題といたします。

それでは委員のほうから説明頂戴したいと思います。

○保坂委員

すいませんハラスメント防止対策についてであります。それこそハラスメント防止条例の対応につきまして、ワーキングチームということで、近藤委員が辞められた後、新たに田原洋子委員が入りまして、4月13日、20日、27日、5月12日、18日、6月3日、8日、15日、新しいメンバーに入って8回開催をさせていただきました。

数はすごく非常に多いんですが、実は協議題としましては、ハラスメント防止条例を理念条例として、政治倫理規則にその運用を合わせる形で調査をしてまいりました。

ところがですね、いろいろハラスメント防止、行動指針については、これが令和7年12月4日の議会運営委員会に提出した資料。これ自体は非常にいいもので、このまま継続なんですが、ハラスメント防止条例と政治倫理規則のこの整合っていうのをずっと検討していきますと、要はハラスメント防止条例のほうは、いわゆる市議会の職場環境の改善ということで、非常にこの市の職員と議員の関わりというところに重点が置かれてまして、政治倫理規則のほうになりますと、政治家の議員の皆様の倫理観について問われるもので、そのハラスメントっていう切り口からいくと議員同士のもの、市職員と議員のものっていう部分から、政治倫理規則って今度は市民の部分とか、その選挙時の部分であるだとか、そういうこと論まで広がっていくことがちょっと分かりました。

それからあともう一つ、あの調べていけば調べていくほど政治倫理規則っていうものが、他の

自治体にはなかなかなくてですね、政治倫理条例っていうことになってまして、非常に重い法律になっております。この際、その政治倫理条例も含めて考えたらどうかってなると、今度その反社団体とかのそういう取決めであるとか、あと議員のここの何ていうんですか、生業とその議員としての権限っていうものとかの調整であるとか、非常に深掘りしなきゃいけない部分がたくさん出てきてまして、政治倫理規則のままだと、議会運営委員会で決めてもらえればポンと変えられるんですが、条例にすると、またそのやり取りが本会議を通して全部決めていかなきゃいけないということで、どうするってことはいろいろ考えてたんですけども、回り回ってですね、いやその本来の趣旨のハラスメント防止条例の、その市議会という職場環境の改善というところに特化したものにすれば、逆に言うとなじりやすいんじゃないかという意見に落ち着きまして、改めて皆さんにお願いになるんですけども、その理念条例ではなくてハラスメント防止条例の中にきちんとその市議会と市職員のところに目的を特化した形で、要は処分であるとか、その線引きであるとかっていうのを、そのハラスメント防止条例の中でしっかり組んだ中で運営してたほうが、当初作ったこの行動指針にも合致しやすいと。

もし皆さんデータがあるんであれば12月4日の議会運営委員会のそのハラスメント防止行動指針っていう資料があるんですけども、この指針のこの審査方法っていうのがありまして、そこに改正政治倫理規則によるって、要は運用を政治倫理規則でうたってるんですね。そこも、もうハラスメント防止条例の中でその運用をきちんと、その審査のあり方とか組めば非常にすっきりとした形で、ハラスメント防止条例が成り立つということが分かりましたので、改めてそういった方向で議論させていただきたいなということが最終結論になりました。

だから当初いただいた理念条例にして、政治倫理規則で運用していくっていう話だと、いろいろな不都合というか難しい面があることが分かったことから、そういった方向性で今3人の中ではなっておるんですけども、それを皆様にちょっとお諮りした上で、このまま続けていった方がいいのか、それとも先ほどの話でありませんですけど、ワーキングチームではなくてですね、適宜委員長の方から声をかけていただいて、このハラスメント防止行動指針とハラスメント防止条例の改正版というか、そういったところを議論したほうがいいのか、それをちょっと皆さんに今日ご協議いただければという案であります。

本当はここで最終的な案をご提示して、さっき議長言われたとおりたたき台になって、賛否を問えばよかったんですけども、やればやるほど、どっちかというと、糸魚川市は先進的な取組になっておりますので、そういったところでも他にあんまり材料がないというふうにも言えますので、そこを考えていただきたいと。

あと今回調査してて少し面白いというか興味深い点があったのは、アンガーマネジメントであるとか、あとセルフコントロールとしてAIを使って自身の会議録であるとか発言をAIにかけて客観的に見てもらうとか、あと相談業務として議員同士とか職員同士だとなかなか言いたくないこともあるので、第三者の相談窓口を設けるであるとか、メンバーの中からちょっといろいろそういった前向きなご意見も出てきておりますので、そういったところも含めて、その改正版のハラスメント防止条例の建て付けを考えていきたいという結論に至ってるので、今途中報

告なんです、このままチームでやったほうがいいのか、委員会全体としてやっていったほうがいいのかも含めて、ちょっとご検討いただきたいというのがハラスメント防止ワーキングチームからのお願いになりますが、ちょっと文書も何もなくて申し訳ないんですけども、今そういった状況がございます。

ぜひちょっとご検討いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○東野委員長

今ほどワーキングチームの保坂委員のほうから説明がございました。

この説明に関して、何か質問したいと、もう一度確認したい点がございましたら、賜りたいと思います。

○古畑議長

さっきもちょっと言ったんですけどね。保坂さん、田原洋子さん。宮島さんそれぞれもう8回にも渡るさあ論議をやって、ああでもないこうでもないって、あっちを立てればこっちが立たないんじゃないかってだいたいぶやられてきたと思うんだけど、どうも3人だけさ、皆さんと過ごしてる時間違うような気がして。

やっぱりそれも検討したんですけど、こういうことになりました。でこれになったんですよって、やっぱなっていくよね。

やっぱりワーキンググループさんはさ、たたき台みたいなやつ今まで作ってくれた分だけでいいと思う。これとこれの検討につきましては我がグループといたしましても、結論が出ておりません。結論が出ていないことを報告すれば、あとはね、やっぱり議運のメンバーにも考えてほしいと思うんですよ。

やっぱり、このハラスメント条例作るときも、作っちゃうとあと大変だよって、宣言にしとけばいいのにとかって言ってたんだけどさ。この辺もあるしね。そういうもんでもどうかと言ったんだけどね。条例どうしてもいいということで皆さんがやったんだから、今度は条例としての箔をちょっとつけてやらないといけないと思うし、もう各他の議会からのやっぱり、一時期はねえ、宮島さんねえ、議会視察の項目ものすごい多かったんだよね。

やっぱり先ほど言われたけどね。それだけ注目のあるものなのでね。細かくきっちりかつきり書くと、さっきの中村さんの発言じゃないけど、あんまり細かく書き過ぎると身動きとれなくなるよって話にもなってくるとは思うんだよね。

どうだねえ、委員長さん。ワーキンググループの発言をそのまま報告として今度やってもらって、今度どうすればいいかっていうのは議運でやればどうですか。

○東野委員長

今ほどですね、議長からもお話ありましたとおり、今の状態で未完成の状態で結局諮る意味合いでは、次にワーキングチームを解散して議会運営委員会全体でやるのかっていう話はともかく、まだちょっと諮るものが提出、今回いただけなかったんで、そういった意味では話しいただいた部分の内容を網羅する適切な資料をご用意いただいて、そこからかなっていうふうに思いましたので、またそこから皆さん全員で協議できるようにしていきたいと思います。

○保坂委員

今ほどのご指摘で、今までの経過みたいなものを少しまとめたものをご提示させていただいて、皆さんにご協議いただきたい項目をちょっと書いたものをご提出させていただければよろしいでしょうか。

○東野委員長

そのようなお願いでございます。

よろしくお願いします。

○保坂委員

了解です。

○東野委員長

他ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

それでは今ほど保坂委員のご提案いただいたとおりに進めたいと思います。そのように決しました。

3 その他

- ・ウェブ版サイドブックスの利用法について
- ・糸魚川市総合防災訓練の参加について

○東野委員長

その他に入りたいと思います。

ウェブ版サイドブックスの利用法についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○磯貝局長

それではご説明させていただきます。ウェブ版サイドブックスの利用法についてであります。

資料No. 2をご覧ください。今現在皆さんにお渡ししておりますタブレットでお使いいただいております議会の会議システム、サイドブックスと呼ばれておりますが、個人のパソコンでもご利用できるようになりましたので、ご説明をさせていただきます。

操作方法については、基本的にはタブレットからパソコンに変わるということで大きな変更はありません。これを使えば、例えばご自宅のプリンター等で印刷するというような形のものになります。そちらの資料No. 2に、中段といいましょうか上段少し下のところにアドレスが記載してありますが、そちらのアドレスからですね、ログインのこういう真ん中のこの画面ですね、このアドレスいきますとこの画面が出てきますので、そこに皆さんのユーザー名とパスワードというも

のを入れていただければ、今タブレットで使っているのと同じような形で画面が表示されるようになりますので、ご利用いただければと思います。

それぞれのユーザー名、パスワードにつきましては、後ほど個々にお知らせさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、実践されてみて、何か疑問な点等ありましたら、事務局のほうへご連絡いただければと思います。

以上です。

○東野委員長

これについて質問等あれば。

○宮島委員

パソコンからアクセスできる内容は、今このタブレットからアクセスできる内容全部ですか。

○上野次長

全部です。

○東野委員長

他よろしいでしょうか。

では引き続き事務局お願いします。

○磯貝局長

それでは二点目、糸魚川市総合防災訓練の参加についてご説明させていただきます。

6月28日、日曜日ですが、総合防災訓練が予定されております。こちらですね、訓練の参加という形で、昨年と同様にですね、LoGo チャットを利用した安否確認訓練を行いたいと思いますので、皆様のご協力をお願いしたいものであります。

当日、防災訓練が始まりましたら、どの時間帯でも結構ですので、安否の状況及び所在地の二点についてLoGo チャットを使ってメッセージを送ってください。

事前をお願いの内容について、LoGo チャットのほうで事務局から送らせていただきますので、またそちらのほうもご確認いただきたいと思います。

なお大変恐縮ですが、訓練当日は事務局からの連絡は行いませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○東野委員長

説明が終わりましたが、ご質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

質問なしと認めます。

暫時休憩いたします。

<休憩中>

○東野委員長

休憩を解き会議を再開いたします。

以上で本日の協議題は全て終了いたしました。

本日の委員長報告については口頭報告とし、文案については正副委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

以上で議会運営委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

糸魚川市議会委員会条例第29条の規定により署名する。

委員長